

監査役等による会計不正への対応
－予兆の早期把握と予防の徹底－

2026 年 7 月 28 日
公益社団法人日本監査役協会
会計委員会

会計委員会委員名簿

委員長	馬場 英俊	パナソニック ホールディングス(株) 常任監査役
専門委員	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科 教授
専門委員	山中 彰子	日本公認会計士協会 常務理事
委員	小口 光義	(株)マルチブック 常勤監査役
委員	中村 匡秀	ホーチキ(株) 取締役常勤監査等委員
委員	比護 隆	東京ガス(株) 取締役 常勤監査委員
委員	西山 光秋	(株)日立製作所 取締役 監査委員
委員	西澤 伸浩	関西電力(株) 取締役 監査委員
委員	後藤 敏文	(公社)日本監査役協会 専務理事

事務局

公益社団法人 日本監査役協会

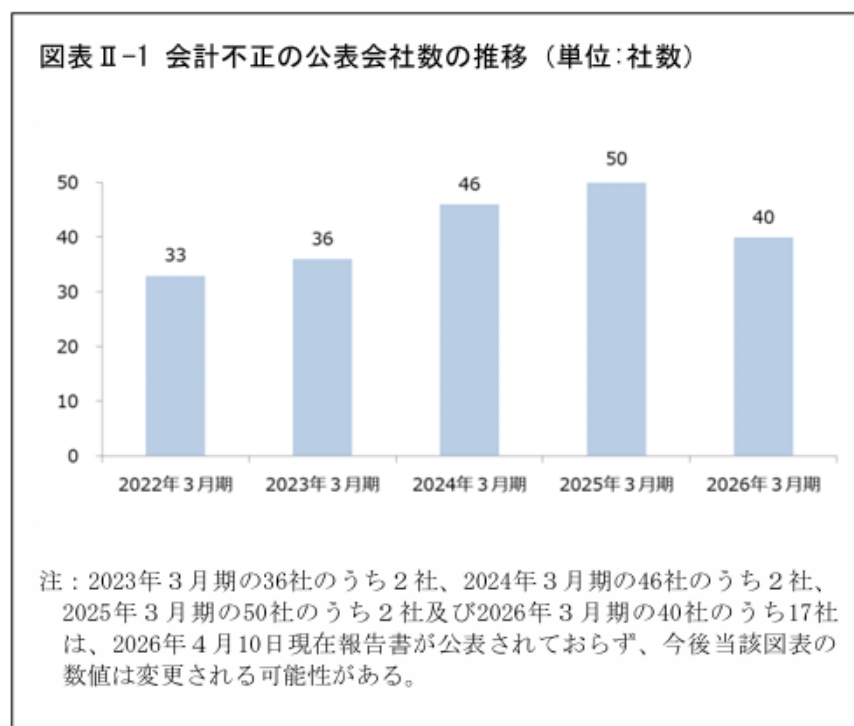
横野 能将 佐藤 秀和 渡邊 彩子 山岡 翔輝 新井 義洋 岡田 倫太郎

目次

1. はじめに.....	1
2. 昨今の主な会計不正事案の特徴・要点.....	4
(1)ニデック株式会社.....	4
(2)株式会社オルツ.....	6
(3)エア・ウォーター株式会社.....	7
(4)KDDI 株式会社.....	9
(5)株式会社イーエムネットジャパン.....	11
3. 各種会計不正の予兆(黄色信号)を掴むための方法.....	13
(1)経営トップの誠実性.....	13
(2)過度な業績プレッシャー.....	14
(3)循環取引.....	14
(4)内部統制・ガバナンスの機能不全.....	17
(5)会計監査人への不適切な対応.....	18
(6)社内における業務の形骸化、不明確（不明瞭）な動機.....	19
4. 各種会計不正を防ぐための予防・体制整備について.....	20
(1)他の監査役等（特に社外監査役等）との情報共有.....	20
(2)監査役会等の監査と会計監査人及び内部監査部門等との連携.....	21
①会計監査人との連携.....	21
②内部監査部門との連携.....	22
(3)内部統制システムの整備.....	23
(4)内部通報制度の整備.....	24
5. おわりに.....	26

1. はじめに

近時、我が国の上場企業等において会計不正の発生件数は増加傾向にあり、企業経営の信頼性を揺るがす重大な問題として注目されている。



日本公認会計士協会 経営研究調査会研究資料第13号「上場会社等における会計不正の動向（2026年版）」¹より

とりわけ、近時の会計不正は、経営者に対するガバナンスの問題や親会社の子会社グループに対するガバナンスの脆弱性に起因すると思われる事案がみられるが、こうした事案は単に一企業の問題にとどまらず、監査役等（監査役、監査等委員及び監査委員をいう²。以下同様）による監査や会計監査、さらには内部統制システムの実効性に対する社会的な信頼にも関わるものであり、市場全体の信頼性にも影響を及ぼす重大な事案であるといえる。

当協会会計委員会においては、このような状況にあることを踏まえ、改めて監査役等による会計不正への対応の在り方について検討し、会計不正の予兆の早期把握と予防の徹底に向けた提言を行う必要があるとの問題意識を持つに至った。

¹ 日本公認会計士協会「経営研究調査会研究資料第13号『上場会社等における会計不正の動向（2026年版）』」3頁

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260716dji.html

² なお、「監査役等」は、監査役会、監査等委員会及び監査委員会をいう。

一方で、当協会からは、これまでも大きな会計不正や企業不祥事を契機として、様々な研究や提言を行っており、それらをまとめた報告書を多数公表している。こうした報告書における研究結果や提言の内容は今日においても共通するものと考えられる。

そこで、本報告書では当協会が公表している過去の資料を踏まえながら、近年の会計不正の事案に合わせて、予兆の把握や予防のための体制整備に向けた監査役等の視点によるポイントや提言を整理することとした。したがって、本報告書においては、当協会が公表してきた報告書の内容を多く引用している。本報告書の活用にあたっては、本報告書のみならず、これら過去の資料の内容も改めて参照することで、各社における不祥事予防に活用いただくことを想定している。

フォレンジック調査など、技術的な進歩も著しい昨今の中で、第三者委員会等の報告書もそれに伴って充実してきている。そうした第三者委員会等の報告書に記載されている事案の内容や対策すべき内容を参照し、ぜひこれからの監査に活用されたい。

本報告書において参照した当協会の過去の報告書のうち、主なものは下記のとおりである。これらの報告書の記載内容をぜひ改めてご参照いただき、ご活用いただきたい。

タイトル	公表日
「グループ・ガバナンスと監査役等の監査について」	2025 年 11 月 11 日ケース・スタディ委員会
「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」	2024 年 4 月 8 日 公益社団法人日本監査役協会／一般社団法人日本内部監査協会／日本公認会計士協会
「企業不祥事の防止と監査役等の取組－最近の企業不祥事事案の分析とアンケート結果を踏まえて－」	2018 年 12 月 3 日ケース・スタディ委員会
「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」	2016 年 11 月 24 日会計委員会
「重大な企業不祥事の疑いを感知した際の監査役等の対応に関する提言－コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役等に求められる対応について－」	2012 年 9 月 27 日ケース・スタディ委員会

この他にも参考となる資料として、「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック（㈱日本取引所グループ）」、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル（㈱日本取引所グループ）」、「上場会社等における会計不正の動向（2025 年版）（日本公認会計士協会）」をぜひ参照されたい。

なお、本報告書において取り上げた各事象については、当該事象に係る調査報告書を参照・引用しているのみであって、その内容の正確性を検証・評価するものではなく、あく

まで指摘された原因や要因がどのような会社においても生じうる事象として、その予兆の把握や予防の在り方を検討するものである。

2. 昨今の主な会計不正事案の特徴・要点

本項では、近時公表された第三者委員会の調査報告書のうち、主要な事案についての概要と主な原因として指摘された事項、並びに監査役等に対する提言の内容を紹介する。

(1) ニデック株式会社の事案（マネジメントオーバーライド（経営者による内部統制の無効化）・上層部による過度なプレッシャー）

第三者委員会の調査報告書（最終報告）

<https://www.nidec.com/files/user/www-nidec-com/corporate/news/2026/0417-01/260417-01j.pdf>

事案の概要の記載

同社グループの多岐にわたる拠点で多数の会計不正が発見された。

- ・ 将来の使用見込み及び販売見込みが極めて低く、資産性がない原材料及び製品等に資産性が認められると偽って、棚卸資産の評価損を計上しなかった事案
- ・ 固定資産に関する減損テストの前提とされた売上計画の中に、実現確度が低い案件を含め、減損を回避した事案
- ・ 付随費用として固定資産に計上することが適切ではない人件費を固定資産に計上し、減価償却を通じて費用化することにより、費用計上時期を先延ばしにしていた事案
- ・ 連結決算に際して、子会社が単体財務諸表で計上していた政府補助金の返還等に係る引当金を、連結財務諸表において不正に戻し入れていた事案
- ・ 本来収益計上が許されない性質の補助金であるにもかかわらず、その性質を偽り収益計上した事案
- ・ 不良債権の貸倒引当金を適切に計上しなかった事案、など多岐に及んでいる。
- ・ 第三者委員会による役職員を中心としたアンケート調査においては、自らの不正行為について自主的に申告するなど、同委員会の調査に対して誠実かつ真摯に協力した場合は、当該行為の社内処分を検討する際、協力した点を斟酌する可能性があることを周知するといった手法による情報収集も行われた。

主な原因に関する記載

1. 非現実的な目標設定とその達成に向けた苛烈なプレッシャー
2. 創業者に経営権限、特に人事権が過度に集中していたことによる過度な業績プレッシャーと問題の先送り
3. 業績プレッシャーが会計不正の原因と認識しながら問題に切り込むことを回避したことによる経理部門、内部監査部門及びコンプライアンス部門の牽制機能不全
4. 不正確な情報、ミスリーディングな情報を与え、都合の良い意見を引き出そうとするなどの会計監査人に対する不誠実な対応

監査役等に対する提言に関する記載

- ・ 業績プレッシャーに関して問題提起し、その是正に向けた取組みを行わなかったことによる監査等委員会（監査役会）の牽制機能不全があった。
- ・ これに対し、監査等委員会の実効性向上に向けた対策として、経営陣や監査部門等が認識した課題を、適切な整理の下で社外取締役や監査等委員に積極的に伝えることによる情報提供の質と量の改善、三様監査連携の強化、社外取締役の活用などが挙げられている。

(2) 株式会社オルツの事案（循環取引）

第三者委員会の調査報告書（公表版）

<https://finance-frontend-pc-dist.west.edge.storage-yahoo.jp/disclosure/20250729/20250729522828.pdf>

事案の概要の記載

- ・ 自社プロダクトの販売において、実際には利用実態のない有料アカウントの売上を、販売パートナー向け取引として長期間にわたり計上する手法が用いられていた。この売上計上は、経済的実態を伴わないものであり、「架空売上（売上の過大計上）」と評価されている。
- ・ 問題の中核は、資金循環取引であり、広告宣伝費の名目で広告代理店へ、研究開発費の名目で研究開発業者へ、それぞれ多額の資金がオルツ社から支出された。
- ・ これらの資金は広告代理店・研究開発業者を経由して販売パートナーに還流し、その還流資金を用いて有料ライセンス代金をオルツ社に支払い、売上として計上するという流れが構築されていた。

主な原因に関する記載

1. 売上の拡大及び上場を強く志向していたこと
2. 経営トップに求められる「誠実性」が欠如していたこと
3. 実効性のある内部統制・ガバナンスが構築されなかったこと
4. 担当部門・管理部門における内部統制上の機能不全
5. 監査法人の交代時を含め、会計監査人らに対する当社の説明・対応が不適切であったこと
6. 最先端の事業に対するバイアス等の可能性

監査役等に対する提言に関する記載

- ・ 監査役会においては、本件を機に、問題となりうる事項を洗い出し、監査項目の見直しを図ることが考えられる。さらに、社外役員と社内の役職員とがコミュニケーションを取る機会やヒアリングの機会を増やす等して、役職員との連携を強化し、より経営陣に対する牽制機能を強化することが考えられる。

(3) エア・ウォーター株式会社の事案（多数の不適切な会計処理）

特別調査委員会による調査報告書

https://www.awi.co.jp/ja/ir/news/auto_20260403597820/pdfFile.pdf

事案の概要の記載

調査の結果、複数社・複数年度にわたり、以下のような組織的・恒常的な不適切な会計処理が確認された。特に、社内リニエンシー制度を導入したことによって、多数の不適切な事例が把握されるに至った。

- ・ 在庫の過大計上、評価減・廃棄損失の先送り
- ・ 架空又は実体に乏しい在庫計上
- ・ 売上の前倒し・二重計上・期間帰属の操作
- ・ 原価や費用の付替による利益操作
- ・ 賞与引当金など引当金計上の回避
- ・ 実質的に資産性のない支出の資産計上
- ・ 二重商流・不要な取引先介在による連結売上高の水増し

主な原因に関する記載

1. 売上・利益成長至上主義の目標設定、過度なプレッシャーの存在
2. 成長/M&A 戦略の歪み、管理体制の整備が追いつかない状況等
3. 経営トップによる不適切な会計処理の容認等
4. 経営トップに忖度したマネジメント層・管理部門責任者による不適切な会計処理への関与、内部統制の無効化
5. 経営陣の振る舞いから不適切な処理が安易に正当化されてしまう不健全な企業風土、規範意識の鈍麻、上場会社グループとしての自覚とリテラシーの欠如
6. 不適切な処理を可能とする業務フロー、事業部門における杜撰な在庫管理等
7. 当社管理部門によるモニタリング機能の欠如
8. 当社内部監査部門によるモニタリング機能の欠如
9. 取締役会による経営トップに対する監視・牽制機能が不十分であること
10. 内部統制の構築・運用を含むガバナンス体制が不十分であること
11. 監査役会による監査機能が不十分であること
12. 過年度訂正（修正仕訳）を招いた財務報告責任の認識・体制上の問題
13. 内部通報制度の機能不全
14. 社内の風通しの悪さ

監査役等に対する提言に関する記載

- ・ 監査役会は、取締役の職務執行を独立した立場から監査し、業務執行の適正性を確保すべき責務を負うとともに、取締役会が構築・運用する内部統制について、その実効性を監査・検証する立場にもあるところ、監査が受動的なものとなっていた、監査室との間における情報共有や連携体制が十分ではなかった、社内監査役と社外監査役との連携が十分ではなかった等の状況が認められ、本来期待されるべき監査機能が十分には発揮されていなかった。
- ・ エア・ウォーター社の監査役会では、本来期待されるべき監査機能が十分には発揮されていなかったところ、本件不適切な会計処理と同様の事態の再発を防止し、監査役会の監査機能を充実させるための方法として、監査役会による主体的な情報収集、関係者へのヒアリング及び業務部門への監査充実等、監査役会における充実した検証・質疑等、リスク変化を踏まえた監査計画の策定及び柔軟な見直し、内部監査部門及び監査法人等との連携強化、選任基準の明確化等が提案されている。

(4) KDDI 株式会社の事案（架空循環取引）

特別調査委員会による調査報告書

https://newsroom.kddi.com/ir-news/assets/2026/kddi_ir-1111_4392/kddi_ir-1111_4392_pdf_A.pdf

事案の概要の記載

- ・ ウェブ広告の代理事業を行う 2 社の子会社による循環取引が行われていたもの
- ・ 広告代理事業において、実際には広告主からの委託が存在しないにもかかわらず、それが存在するかのよう装い、上流代理店から架空の広告掲載業務を受注し、下流代理店に同業務を発注した上で、上流代理店・当事会社・下流代理店・上流代理店といった順序で報酬の支払を行わせることにより、架空循環取引を行っていた。

主な原因に関する記載

- (1) 子会社における原因
 1. 広告代理事業に関する知見の全社的な不足とリスク感度の不足
 2. 業務が属人化していたこと
 3. 下流代理店に対する発注及び支払プロセスにおける権限分離が不十分であったこと
 4. 与信管理が不十分であったこと
 5. 下流代理店が取引規模に見合った受注能力を有する企業であるかの確認がなされていなかったこと
 6. 取引の実在性を確認しないまま売上が計上されていたこと
 7. 内部監査が不十分であったこと
 8. グループファイナンス（資金調達）の融資に伴う判断に不十分な側面があったこと
- (2) 親会社における原因
 1. 広告代理事業に関する知見の全社的な不足とリスク感度の不足
 2. 広告代理事業に対するリスクの検知が不十分であったこと
 3. 不正を容易にする子会社の業務分掌を見過ごしていたこと
 4. 出資先管理部門側の管理人員が限られていたこと
 5. グループファイナンスの管理が極度額に基づく管理に偏重していたこと
 6. 子会社の財務状況の管理機能が分散し統一的に管理できていなかったこと
 7. 広告代理事業の不正リスクに対するより専門的な内部監査の不実施

監査役等に対する提言に関する記載

- ・ 2025 年 2 月、当時 KDDI 社の代表取締役社長は、同社の経営戦略会議の場で、ビッググローブ社の広告代理事業の大幅な業績向上に対し、コンプライアンス上の問題の有無につき懸念を示した。これを受け、KDDI 社では、監査本部による同年度の内部監査において広告代理事業が監査対象に加えられ、また、常勤監査役は、当時のビッググローブ社の監査役に対し、注意して監査するよう指示するとともに、その後は会計監査人や監査本部とも協議し、連携しながら、ビッググローブ社に対する監査役による子会社監査に向け予備調査を進めていた。その過程で、2025 年 10 月、会計監査人から架空循環取引の可能性が指摘されたことを受け、KDDI 社においては監査役及び監査本部が連携して外部専門家も登用した社内調査が開始された。
- ・ 当時のビッググローブ社の監査役は、2025 年度のマスタープランの検討時に事業の日商の売上金額規模が非常に大きかったことを認識していたものの、不自然に感じることはなく、ビッググローブ社のリアライズ事業本部長の収益計画に対して異議を唱えることはなかった旨を述べている。

(5) 株式会社イーエムネットジャパンの事案（会社資金の横領）

第三者委員会による調査報告書

<https://www.nikkei.com/nkd/disclosure/tdnr/20260330593310/>

事案の概要の記載

- ・ 元 CFO が、私的な用途に充てることを企図して同社の資金を領得し、当該不正行為を隠蔽する目的で会計帳簿の改ざんを行った結果、同社の開示書類にも影響が及んだもの。元 CFO による本件不正行為は、概ね、以下の二つの手口により行われた。
- ・ 本件不正行為類型①「会社名義のキャッシュカードを使い、会社の銀行口座から現金を引き出して自己のために流用する行為」
- ・ 本件不正行為類型②「会社の銀行口座から自己名義の銀行口座へ振込送金して自己のために流用する行為」
- ・ 財務担当マネージャーであった社員が退職したことに伴い、元 CFO のみが実質的に金庫やその中の現金・キャッシュカードの管理をするようになった頃から、資金の私的流用に及んだ。

主な原因に関する記載

1. 元 CFO への権限の集中
2. 管理統括部内における牽制機能の欠如
3. 内部監査部門による牽制機能の欠如
4. 監査等委員会監査を軽視する姿勢
5. 親会社による内部監査を軽視する姿勢
6. 実効性に欠ける内部通報制度
7. 元 CFO に対して意見を言えない・言わない組織風土

監査役等に対する提言に関する記載

- ・ 内部監査部門による監査等委員会へのサポート機能の不全、監査等委員による多額の現金保管に対する指摘の放置といった監査等委員会軽視の姿勢もまた本件不正行為を招いた要因の一つであると考えられる。
- ・ 監査等委員会による監査の実効性向上のため、内部監査室との連携を強化し、内部監査室から監査等委員会への独立したレポートラインを明確化する必要がある。内部監査室は業務執行ラインに組み込まれ、元 CFO の影響を受けるなど独立性が十分でなかったため、監査機能を十分に発揮できていなかった。今後は、内部監査室が実効的な監査を実施し、その結果を直接監査等委員会へ報告できる体制を整備するとともに、役員不正リスク発生時には内部監査室を業務執行ラインから切り離し、監査等委員会の指示の下で監査を行う仕組みの導入も検討すべきである。

【参考】2026 年 1 月 1 日から 6 月 30 日の期間において第三者委員会等の報告書を公表した主な会社一覧³

社名	公表日
unbanked 株式会社	2026/03/04
株式会社ベビーカレンダー	2026/04/03
株式会社ライトアップ	2026/04/17
ニデック株式会社	2026/04/17
株式会社バルカー	2026/04/22
株式会社 I-ne	2026/04/24
株式会社ジェイ・イー・ティ	2026/05/01
バリュークリエーション株式会社	2026/05/08
株式会社サンリオ	2026/05/29
株式会社メイテックグループホールディングス	2026/05/29
センコーグループホールディングス株式会社	2026/06/01
SAAF ホールディングス株式会社	2026/06/11
サツドラホールディングス株式会社	2026/06/16
アイサンテクノロジー株式会社	2026/06/19
エア・ウォーター株式会社	2026/06/22

³ 「第三者委員会ドットコム」のホームページ (<http://www.daisanshaiinkai.com/>) に掲載された一覧より抜粋している。いわゆる第三者委員会による調査以外に社内調査等に係るリリースについても掲載されており、詳細については同ページを参照されたい。

3. 各種会計不正の予兆(黄色信号)を掴むための方法

本項では、上記「2. 昨今の主な会計不正事案の特徴・要点」で取り上げた第三者委員会等の調査報告書において主な原因として指摘されている事項をピックアップし、それぞれの予兆や兆候を整理している。

(1) 経営トップの誠実性

・経営トップが経営姿勢としてコンプライアンスを重視し、特に、信頼ある財務報告を行うことを重視しているか

・「売上拡大」や「上場達成」等への極端な執着に警戒することが必要

会計不正は金融商品取引法や会社法等に反する法令違反であり、企業における重大なコンプライアンス違反である。そのため、企業不祥事防止の観点で監査役等としてまず着目すべきは、経営トップが経営姿勢としてコンプライアンスを重視しているかである。また、経営理念そのものが経営者の行動を律することにもなるため、経営執行陣、ガバナンスが適切に機能しているかというところも一つの兆候を察知するきっかけとなる⁴。監査役等としては、経営トップがコンプライアンス軽視の経営姿勢を取っている場合は改善を促し、時には経営トップと対峙する覚悟を持つことが必要である。また、経営トップのコンプライアンス重視の経営姿勢が企業集団全体の役職員に浸透しているかについても、最大限の注意を払い確認すべきである⁵。

経営トップの誠実性に疑義が生じる予兆や兆候として、例えば、コンプライアンスをないがしろにして、「売上拡大」や「上場達成」への極端な執着がみられるような場合が考えられる。そうした場合には、その達成が優先され、売上や業績が実際の事業活動に裏付けられたものか、また一時的な施策や無理な営業活動によるものではなく将来にわたって持続可能なものであるかといった検証が後回しとなることがある。また、正当な成長では業績目標の達成や上場に向けて求められる業績水準が達成できないなどの状況では、会計操作に依存しやすくなる。こうした事例の予兆としては、例えば、毎年・毎期の業績目標達成を強く意識するあまり、損失計上や評価減の要否について楽観的な見積りや判断が繰り返されることが考えられる。そうした楽観的な見積りや判断、売上が不自然に伸びているなどの兆候を察知した際は注意が必要となる。

⁴ 日本取引所自主規制法人「不正防止のための『内部統制システムの実効性の向上』－内部統制基準改訂を踏まえて上場会社に今求められる対応－」

<https://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/files/202411-1.pdf>

⁵ 日本監査役協会「企業不祥事の防止と監査役等の取組－最近の企業不祥事事案の分析とアンケート結果を踏まえて－」27 頁

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-311/>

(2) 過度な業績プレッシャー

- ・過去の不祥事に照らしても不正の大きな要因となっており、警戒が必要
 - ・予算策定プロセスの確認等を通じて予兆やリスク認識の共有を図ることが必要
 - ・社外者の知見、感覚を常に確認することが必要
-

過度なプレッシャーによる目標達成の促進は、不正が起こりうる大きな要因となる。過去にも経営トップの利益至上主義や目標必達のプレッシャーを背景に、不適切な会計処理が行われた事案がみられる。

企業の成長には高い目標設定も必要となるため、業績プレッシャーが存在することのみをもって不正の要因と断じることは難しい。したがって、どの程度のプレッシャーがあれば不正の予兆といえるかを画一的に判断することはできないが、予算策定プロセスの確認を通じて不正の予兆を掴むことが考えられる。例えば、現場の実態や市場環境を十分に反映しないまま達成困難な予算が設定されていないか、現場からの積み上げではなく経営陣のトップダウンにより一方的に数値目標が決定されていないか、といった点は重要な確認事項である。こうした状況が継続すると、現場に過度な業績プレッシャーが生じ、不正を誘発するリスクが高まる可能性がある。

こうした点について確認するとともに、特に社外の監査役等や社外取締役との意見交換を通じて、過度な業績プレッシャーがかかる状態が続いていないかを確認することは必要といえる。

(3) 循環取引

- ・繰り返し発生している不祥事のため、常に注意が必要
 - ・物理的な商品の存在しないサービス業においても発生しており、業種を問わず警戒が必要
-

循環取引とは、複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことにより、取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする行為の総称である。循環取引は、通常の取引と同様に実在性を示す証憑（注文書、物品受領書等）が作成・保存され、証憑間の整合性が取れることが多く、資金のやり取りも含めて偽装されることが一般的である。また、実在する多数の企業や当事者が関与し、複雑な商流が作られることから、一度通常の取引として認識されると発見が困難な取引となり、循環取引による不正が発覚する際には、不正に計上された売上高等の額が巨額になっていたということも少なくない。

循環取引は、当初は少額な取引で始まり、徐々に高額となり、最後は巨額になっていたというケースもある。その意味でも、循環取引を防止するための内部統制を構築するとともに、早期に発見することが重要になってくる。

循環取引が起こりうる状況として、直接の仕入先や販売先までは把握しているものの、取引の全体像の詳細までは把握していないということが挙げられる。これは循環取引でよ

くある事例となっており、監査役等の目線でも、取引の全体像を会社として把握しているか注意されたい。また、特定の担当者のみが取引内容を把握しており、その他の者は取引内容を把握できていないという状況も兆候の一つとなる。特定の担当者に全てを任せ、上層部が取引の内容までは把握していない事例や、社長案件として社長以外の担当者は詳細を知らないといった事例も発生している。

具体的な循環取引を示唆する状況・兆候の事例を下記に例示するが、詳細については「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」（2024年4月8日）⁶をご参照いただきたい。

循環取引を示唆する状況・兆候の具体的事例

示唆する事項	具体的事例
事業上の合理性が不透明な取引	循環取引は、偽装された取引であることから、事業上の合理性が不透明な取引であることが多い。具体的には以下の特徴を有することがある。 ・ 同業他社から仕入れたものを同業他社に販売している。 ・ 通常想定されにくい取引先から仕入れたもの（リース会社からの業務用ソフトウェア購入等）を販売している。 ・ 仕入先や販売先が、あらかじめ決まっているにもかかわらず、仲介を要請されて商流に参加している。 ・ 取引名が「●●一式」、「●●追加取引」等となっていて、詳細が記載されていない。
留意すべき取引の特徴	循環取引は、その性質から、その取引自体に特徴があることが多く、以下の特徴を有することがある。 ・ 直送取引、大型設備の仲介、倉庫での名変取引など帳票のみで自社の取引が完了し、モノの移動が捕捉しにくい取引である。 ・ エンドユーザーまで複数の会社が介在し、エンドユーザーが不明確である。 ・ 技術やソフト、サービス等、その価値を第三者が客観的に判断することが難しい。 ・ 一つのプロジェクトにおいて（通常は、一定程度の社内人件費がかかるにもかかわらず）、原価の内容のほとんどが外注費で、しかも特定の外注先に依存している。 ・ 取引先に対して優越的地位の関係にあり、取引先を循環取引に巻き込むことがある。また、逆に取引先から取引を強要される関係にあり、取引先から循環取引に巻き込まれることがある。 ・ 新規の取引や急激に売上が拡大しているにもかかわらず、取引の実在性が確認されていない。 ・ 通常は自社に部材やサービスを提供してもらう立場の会社（仕入先・外注先）に対して、自社が売上を計上している。 ・ 業界の慣行として、証憑書類がない若しくは入手が難しい。

⁶ 日本監査役協会・日本公認会計士協会・日本内部監査協会「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」《3.循環取引の概要と特徴》3頁

特定担当者への権限の集中	循環取引が行われているケースを分析すると、特定の担当者に権限が集中しているケースが多い。そのため、循環取引は以下の特徴を有するケースがある。 ・ 営業担当者が受注だけでなく、仕入先選定や商品発注等の発注業務に関与している。 ・ 担当得意先に対するローテーションの仕組みがなく、同一の担当者が長期間担当している。 ・ 「秘匿性あり」や「業界慣行」等を理由として、一部の担当者しか関与していない。 ・ 特定の限られた役職員以外に、取引内容を理解している者がいない。 なお、上記の状況は、本業でない新規部門や特定部門及び子会社において生じる事例も多いため、留意する。
財務諸表上の数字に表れる特徴	循環取引は、複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことなどから、財務諸表上に一定の特徴が表れることが多い。その主な特徴は以下のとおりである。 ・ 正常な取引と比較して取引金額が大きい、又は取引頻度が高い。 ・ 同一商品の販売が多数回繰り返される。 ・ 特定取引先に対する取引量が急に増加する(与信限度額の設定変更や取引開始の経緯が不明瞭なこともあるため注意する。) ・ 特定商流において、売掛金や在庫が滞留しているにもかかわらず、仕入れが継続している。 ・ 買掛金の支払サイトに比べ、売掛金の回収サイトが異常に長い。 ・ 一般的な市場価格又は販売可能価格と比較して高額な在庫が存在している(在庫単価の上昇等)。 なお、原価付け替えや単価修正によって高額にならないようにするなど、隠蔽されている事例もあるので、留意する。

※「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告（2024年4月8日）」を基に追記。

(4) 内部統制・ガバナンスの機能不全

・内部統制の有効性やコンプライアンス・ガバナンスに関する議論が限定的、リスク管理に関する議題が少ない状況があれば注意が必要

・監査役等の機能発揮が不十分との指摘がされる事例もあり、定期的に自社における監査役会等の実効性について評価を行うことも検討されたい

そもそも内部統制やガバナンスが機能していなければ、予兆を捉えることは難しくなるため、おのずと不正を防ぐことができなくなってしまう。

内部統制やガバナンスが適切に機能していないことをうかがわせる予兆として、例えば、内部統制の有効性やコンプライアンス・ガバナンスに関する議論が限定的、リスク管理に関する議題が少ない状況となっているなどの場合が考えられる。こうした状況は、それ自体が不正の予兆となるため早期に改善を行う必要がある。また、内部監査部門による指摘事項や発見事項が適切に経営陣だけでなく監査役等のガバナンス機関に共有されているか、独立性が確保されているかという点も、不正の予兆として察知できる部分となりえる。

加えて、「2. 昨今の主な会計不正事案の特徴・要点」において紹介した事例における調査報告書では、「監査が受動的なものとなっていた、監査室との間における情報共有や連携体制が十分ではなかった、社内監査役等と社外監査役等との連携が十分ではなかった等の状況が認められ、本来期待されるべき監査機能が十分には発揮されていなかった、監査役等が牽制機能を発揮できるチャンスはあった」との指摘もみられる。

監査役等は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた法定の独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、良質な企業統治体制を確立する責務を負っている⁷。したがって、内部統制・ガバナンスの適切な機能発揮を主導する地位にあるにもかかわらず、このような指摘がなされている事例もあることに留意し、定期的に自社における監査役会等の実効性について評価を行うことも考えられる⁸。

⁷ 日本監査役協会「監査役監査基準第2条第1項」

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-6241/>

⁸ 監査役会等の実効性評価の詳細については、『「監査役会等の実効性評価」の実施と開示の状況』（2024年11月12日）を参照。

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-13728/>

(5) 会計監査人への不適切な対応

-
- ・自社の対応状況について、常に情報共有を図ることが必要
 - ・課題があれば監査役等から経営陣へ改善を勧告することが必要
-

経理部が、自ら循環取引や架空売上などの不正を実行した、若しくは、他部署が実行した不正を隠蔽しているかもしれない状況、又は他部署が実行した不正を長期間見過ごしやすい状況について、会計監査人への対応が示唆している場合がある。

監査役等は、例えば次のような状況の有無について会計監査人に確認し、該当する場合には、監査役等の立場からも経理部等の対応の合理性について検討することが有用である。

- ・売上の存在を裏付ける外部証憑を会計監査人に提供しない
(業界慣行で外部証憑はないといい、社内資料しか提供しない) 場合。
- ・取引の当事者(営業担当者や工場担当者等)に直接質問することを、「現場は忙しい」等の理由を付けて拒否する。
- ・会計監査人によるエンドユーザーへのコンタクトを拒否する。
- ・売上債権の残高確認状の発送を拒否する。
- ・棚卸資産の立会時に、テストカウント以外の監査手続
(倉庫全体の観察や特定の製商品の状態の観察、現場従業員への質問等)を制限する。
- ・必要なデータを、権限がない等の理由で提供しない。
- ・取締役会の議事録は提供するが、経営会議等のより実務的な会議体の議事録や稟議書の提供を拒否する。
- ・内部監査部門による監査結果報告書の提供を拒否する。

上記は一例であるため、上記にかかわらず、会計監査人が計画した監査手続を実施できず、代替的な監査手続を選択している場合には、なぜ当初計画した監査手続から変更したのかについて会計監査人に確認するとともに、当該変更が、関係部署の不適切な又は不十分な監査への対応によるものではないか評価をすることも有用である。

また、監査役等の立場から、不正の予防発見のために、執行側に働きかけることが期待されている例としては、「業界慣行を安易に正当化せず、他業種の上場会社の実務と照らして一般的であるかを評価すること」や「組織における経理部の地位が低い又は立場が弱い場合には、営業等の他部署に対する統制や牽制が利きにくいこと」を提言することが考えられる。

なお、会計監査人との連携については、様々な報告書や指針が公表されている。特に不正につながりうる事象に関するコミュニケーションについては、「会計監査人との連携に関する実務指針」(2024年7月23日)、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」(2024年7月23日)、「法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の監査役等の対応について～監査人から通知等を受けた場合の留意点～」(2012年4月20日)などを参照されたい。

(6) 社内における業務の形骸化、不明確（不明瞭）な動機

- ・明確な動機を欠く事例もみられる**
 - ・健全な企業風土の醸成が不可欠**
-

会計不正の兆候として、透明性に欠ける企業文化・企業風土の存在は看過できない要因である。一般に、不正は「不正のトライアングル」と呼ばれる動機・機会・正当化という三つの要素に起因していると考えられる。しかし、実際にはこれら三つの要素に必ずしも該当しない不正事案もみられる。こうした事案の背景には、何か問題につながりうる事態が生じたとしても、「問題を顕在化させないこと」を暗黙の了解とする風土が醸成されていることが考えられる。そうした風土の下、目標未達成やミスが発生といった本来開示・是正すべき事項についても、上司や組織に迷惑をかけたくないという心理が働き、不適切な会計処理や事実の隠蔽へとつながる可能性がある。また、企業がそれぞれの法令に適した方法で業務を行わなければならないにもかかわらず、伝統的なやり方を継続し、適切な方法に変えようとしないということもありうる。このような不正は、必ずしも利己的な動機のみから生じるものではなく、組織への同調意識や、関係者への配慮といった一見肯定的な価値観を起点として発生する点に特徴がある。

したがって、予兆として把握するためには、個別の行為そのものだけでなく、「情報が共有されているか」、「異論や問題提起が許容される多様性があるか」、「失敗を適切に報告できる環境があるか」、「言うべきことが言える風土であるか」といった企業風土の側面を継続的に観察・評価することが重要である。具体的には、内部通報制度の利用状況、会議での発言の偏り、報告内容の形式化・形骸化の有無などを指標として確認することが有効である。

4. 各種会計不正を防ぐための予防・体制整備について

本項では、「3. 各種会計不正の予兆（黄色信号）を掴むための方法」で整理した予兆や兆候を踏まえ、そもそもそうした事態が生じないようにするために必要な予防策や体制整備について、監査役等の視点で取りうる対応や、執行側への働きかけに係る提言をまとめている。

(1) 他の監査役等（特に社外監査役等）との情報共有

・初期段階での情報共有が不可欠

・社外者の知見、視点を有効活用することが必要

監査役会等が機能するためには、監査役会等全体として情報を共有し、課題抽出を行うべきである。日常の監査活動を積極的に行う常勤監査役等が情報収集において重要な役割を果たすのはもちろん、常勤・非常勤にかかわらず監査役会等の議長（委員長）もその職責において監査役会等全体の情報共有に配慮すべきである。社外監査役等は自身の専門知識及び常勤監査役等からの情報を基に、客観的な立場から意見を述べることが求められる。非常勤である社外監査役等も、積極的に重要な社内会議等の出席や往査等を実施することで情報収集を図り、状況把握と課題抽出に努めるべきである。

社内出身の監査役等や常勤監査役等は、不正の端緒や予兆を把握できる蓋然性が比較的高いとはいえ、不確実な情報の段階であっても、社外監査役等や非常勤監査役等に伝えることを躊躇すべきではない。社外監査役等と情報共有することにより、社外監査役等の知見を活用し、事案の重要性を確実に判断することが求められる。

すなわち、仮に不確実な情報であっても、まずは監査役等間で情報共有をした上で、内容の確認等次を取るべき行動を整理しておくことが重要である。そのためには、日頃から社外監査役等も含めた監査役等相互のコミュニケーションを円滑にしておくことが必要となる。

コーポレートガバナンスコード原則 4-6 において、「監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において又は経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。」と定められている。さらに、同原則の解釈指針において、「監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば『守りの機能』があり、例えば、監査役及び監査役会は、監査役及び会計監査人の選解任、監査報酬等に係る権限を有する。監査役及び監査役会は、そのような役割・責務が果たされるよう、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではない。監査役又は監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集

力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。」とされている⁹。

そうした役割・責務を負う社外監査役等から、場合によっては進言をしてもらうことも想定できるため、日頃から情報共有等のコミュニケーションが必要となる。特に、会社の常識が必ずしも一般の常識とは限らず、社内監査役等が自社での経験に基づく視点に偏る可能性もあることから、社外監査役等の客観的かつ外部の視点を活用されたい。

(2) 監査役会等の監査と会計監査人及び内部監査部門等との連携

- ・監査役等が主体的な役割を果たすべき
 - ・リスク・アプローチに基づき、実効性向上を図れるような連携が必要
 - ・監査役等からの積極的な情報発信も不可欠
-

監査役等として、日常の監査役等の監査、会計監査人監査、内部監査を踏まえた、総合的な観点で会計不正防止に対応していくべきである。監査役等、会計監査人、内部監査部門の三者間の連携に当たって、監査役等は三様監査を統括する意識を持って、主体的な役割を果たすべきである。また、監査役等、会計監査人、内部監査部門はそれぞれの役割を理解し、相互に改善点について意見交換を行うなど一定の緊張感を保ちながら、リスク・アプローチに必要なリスクの分析等において三様監査全体の実効性を高めるよう連携すべきであり、監査役等としても必要な情報を積極的に発信していくべきである¹⁰。

また、財務・経理部門による会計監査人への情報提供や、監査役等と会計監査人と内部監査部門の間の情報共有が十分な粒度・透明性をもって行われているかを確認すべきである。

① 会計監査人との連携

- ・積極的な情報・意見交換を図り、連携強化に努めるべき
 - ・監査役等の強力な味方として、平時からの連携を強化すべき
-

監査役等は会計監査全体の実効性・透明性を向上させるべく、会計監査人との間で積極的な情報・意見交換を図り、連携強化に努めるべきである。また、会計監査人の監査の実効性を高めるべく、会計監査人の監査環境の整備に努めるべきである。情報・意見交換す

⁹ 金融庁「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について」（2026年7月21日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

¹⁰ 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」（2016年11月24日）11頁
<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-261/>

べき事項として、事業リスク、事業運営リスク、業務リスク、会計リスクなどの共有に加え、会社側の経理業務遂行能力、受査体制、監査実施の過程での重要な議論内容、グループ監査の状況等について議論を深めるべきである。情報・意見交換の結果、把握された課題等について、必要に応じ執行側に改善を促すべきである。それぞれの監査品質の向上に向けては、相互評価など緊張感ある連携方法を模索すべきである。特に品質向上に当たっては、十分な監査のリソースを確保するため、会計監査人への適切な監査報酬の水準を満たしているかに注目されたい。

会計監査人に対する評価としては、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基本とした評価基準に基づき、監査役等は監査法人の品質管理、監査チームの監査体制、監査計画、監査内容等の把握に努めるべきである。評価に当たっては、執行部門、内部監査部門及び子会社から意見を聴取することも重要である¹¹。

こうした平時における連携の強化が会計不正を予防するために不可欠であることに加え、会計不正やその兆候を捉えた場合のいわゆる有事においては会計監査人との連携が特に重要となる。会計監査人は専門性やリソース面でも非常に強力な監査役等の味方となるため、不正の兆候を感知した段階ですぐに情報共有を行い、連携して行動すべきである。

② 内部監査部門との連携

-
- ・内部監査の有効性及び効率性向上に向け、監査計画、監査方法、監査実施状況等の情報共有とそれぞれの監査への活用を図るべき
 - ・内部監査部門の充実などについて、執行側に改善を促すことも必要
-

監査役等の多くは、内部統制部門、特に内部監査部門との連携を日頃より重視しており、多くの情報にかかる部門から入手、感知していると考えられる。内部監査部門等の独立性には留意しつつも、内部監査部門等との適切な連携や監督を図ることは、監査役等がその職務を果たすために極めて重要である¹²。特に監査委員会や監査等委員会において、組織監査に重点を置いた活動をしている場合には、より一層の内部監査部門との連携が必要になる。

そこで、監査役等は内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の監査内容、監査範囲、陣容等を考慮した上で、監査の有効性及び効率性向上に向け、監査計画、監査方法、監査実施状況等の情報共有とそれぞれの監査への活用を図るべきである。また、監査

¹¹ 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」（2016年11月24日）14頁

¹² 日本監査役協会「重大な企業不祥事の疑いを感知した際の監査役等の対応に関する提言－コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役等に求められる対応について－」（2012年9月27日）4頁

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-317/>

役等は、内部監査部門に対して、継続的なモニタリングの強化やデータ分析等の活用を促すなど、監査の実効性向上に向けた働きかけを行うことも重要である。内部監査部門が業務監査及び内部統制監査（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の監査）に加え会計監査も行っている会社もあるが、大半は業務プロセス監査の観点から内部統制監査を行っている。監査役等は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性等の内部統制の有効性を確保するため、内部監査部門による監査の有効性を把握するとともに、会計監査人とも連携を図り、必要に応じて監査手法の改善やリソースの面における内部監査部門の充実などについて、執行側に改善を促すことも重要である¹³。

(3) 内部統制システムの整備

-
- ・自らの責務として内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証することが必要
 - ・企業グループ全体で適正に業務を遂行しリスクを管理していく「グループ・ガバナンス」の構築と運用の状況に留意していくことが必要
 - ・3ラインディフェンスを有効に機能させるための取組みが期待される
-

監査役等は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る監査を行う必要がある。また、内部統制システムが適正に構築・運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証することが必要である¹⁴。特に、子会社がある場合には企業集団の観点で内部統制システムの構築・運用を進める必要がある点に留意することが求められる¹⁵。

監査役等は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む。）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う必要がある¹⁶が、会計不正の事案においては、経営者等による内部統制機能の無効化を図るケースがある。そうした場合は1stラインの統制環境整備に加え、監査役等をはじめとする三様監査の機能発揮と連携がないと内部統制機能の正常化を図ることが困難となる。

¹³ 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」（2016年11月24日）12頁

¹⁴ 日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」第3条、第4条
<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2527/>

¹⁵ 会社法施行規則第100条第1項第5号

¹⁶ 日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」第4条

また、大々的な不正会計が全社的に長期間継続されたにもかかわらず内部通報がなく、制度が機能していなかった事例もある。内部通報制度を機能させるには、独立した通報窓口の設置や通報者保護体制の整備など、従業員から信頼され利用しやすい仕組みを確立し運用するとともに、基盤となる風通しの良い企業風土を作り上げていくことが重要である。上記で紹介した事例においても、声を上げにくい文化やルール逸脱の日常化など、組織文化に浸透しているケースが見られるため、監査役等がこれまでの当たり前やその根源を問い直し、対話を通じて気付きを与えることも時には必要となる。このことは、経営者等が内部統制制度を無効化し不正を主導することを抑止することにもつながり、監査役等としても自社の制度設計や運用状況を注視する必要がある¹⁷。

内部統制システムを機能させるためには、現場での管理・監督並びに内部統制部門及び内部監査部門それぞれによる管理・監督、いわゆる3ラインディフェンスを有効に機能させることが望まれる。また、自社のみならずグループ全体で3ラインディフェンスを有効に機能させる取組みが不可欠でもある¹⁸。グループ会社での不祥事や企業価値の毀損を防ぐため、子会社等で不祥事が発生した場合、親会社の執行側への報告だけでなく、監査役等にも遅滞なく報告される体制を築くべきである。また、子会社等から親会社等への報告体制が整備・運用されているかを確認すべきである。グループ会社で発生する不祥事を感じする手段として、グループ内部通報制度を導入することも検討されたい。

(4) 内部通報制度の整備

・不正発見の端緒として有効

・親会社主導での統一的な仕組みの構築が期待される

当協会がこれまでに実施したアンケート調査では、内部通報が機能した事例として、機密漏えい、経費架空請求、データの改ざん行為、在庫品の横流しなど、事案の規模は不明だが、重大事案と思われるものもみられた。また、海外を含めた子会社の役職者の不正に関するものも多く、子会社での贈賄懸念、横領、架空売上、不正取引などもみられた。他方で、内部通報が有効に機能していない原因については、社内での周知不足、通報の意義に対する認識不足、通報に対する抵抗感（敷居が高い）、通報者保護への不安、漏えいの不安、記名式であること、コンプライアンスに対する意識の低さなどがみられた。これら

¹⁷ 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」（2016年11月24日）17頁

¹⁸ グループ・ガバナンスの考え方については「グループ・ガバナンスと監査役等の監査について」（2025年11月11日）を参照のこと。

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14412/>

に対応することも内部通報制度を機能させるためには重要である。また、監査役等に適時適切に通報内容が報告される体制を整備しておくべきである¹⁹。

なお、子会社においては独自の通報制度を整備した場合、従業員数が少ない子会社では、匿名で通報を行ったとしても、職場環境や業務状況等から通報者が特定される可能性が高い。このことが通報に対する心理的障壁となり、結果として通報制度が十分に機能しない懸念がある。そうした課題を踏まえ、子会社を含めたグループ全体としての内部通報制度を確立し、親会社主導による統一的な仕組みの構築が望ましいといえる。

エア・ウォーター社の事例では、社内リニエンシー制度の導入や少人数制の対話型説明会の実施によって多くの疑義が明るみに出てきたこともあり、平時におけるこうした制度の活用も考えられる。

また、内部通報体制を機能させる上で、今後施行される「公益通報者保護法（2026年12月1日から施行）²⁰」の改正について周知することも有効な手段となるだろう。

¹⁹ 日本監査役協会「企業不祥事の防止と監査役等の取組－最近の企業不祥事案の分析とアンケート結果を踏まえて－」16頁

²⁰ 消費者庁「公益通報者保護法と制度の概要」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview

5. おわりに

監査役等には、企業統治の一翼を担う重要な立場として、経営の監視・監督機能を果たすことが強く求められる。特に昨今、企業を取り巻く環境は複雑化しており、不祥事の未然防止及び透明性の確保に対する社会的要請は一層高まっている。その中で、監査役等は独立した立場から、経営の実態を的確に把握し、必要に応じて適切な指摘や助言を行うことが期待される。

さらに重要なのは、経営トップによるコンプライアンス軽視の姿勢が認められる場合における監査役等の対応である。このような状況においては、組織内の力関係や圧力に左右されることなく、監査役等が自らの責務を全うする覚悟を持つことが不可欠である。必要に応じて経営トップと対峙し、是正を求める姿勢こそが、企業の健全な発展と社会的信頼の確保につながる。また、経営者が、不正発覚時に自身が負う処罰や法的・社会的責任の重大性を十分に認識することは、不正に対する高い抑止効果をもたらし、未然防止に有効であると考えられ、経営者自身がそうした責任を十分認識できるよう監査役等から働きかけることも必要となる。

本報告書は、主にこれまでに当協会において蓄積されてきた過去資料及び既存の知見をベースとして整理したものである。したがって、より詳細な内容や個別の事例については、関連する過去資料を併せて参照することで、理解を一層深めていただきたい。

監査役等は、単なる形式的な監査にとどまらず、実効性のある監査を実現するための主体的かつ強い意志が求められる。今後もその役割の重要性は増していくと考えられるため、継続的な自己研鑽と責任ある行動が期待される。

なお、本報告書で取り上げた近年の主な会計不正事案については、現在も調査が継続している案件が含まれており、今後、外部機関等を含めた様々な資料が取りまとめられることが考えられる。そうした各種関連資料も併せてご参照いただきたい。

以上